

静岡県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

田方広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
裾野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類

岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

志太広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

磐田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
湖西都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
南伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
下田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
河津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
伊東国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類

熱海国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
榛南・南遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課